

公害紛争処理制度のご案内

公害等調整委員会事務局

1 公害紛争処理制度とは

(1) 公害紛争処理手続の種類

公害に係る紛争が生じた場合に、その迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理制度では次の4つの手続を設けています。いずれも原則として当事者の申請に基づいて手続が開始されます。

公害紛争処理手続の種類

種類	概要	
あっせん	あっせん委員が紛争の当事者間に入り、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。	
調停	調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。あっせんと類似しているが、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、手続をリードする点が異なる。	
仲裁	紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することにより紛争解決を図る手続。	
裁定	当事者間の紛争について裁定委員会が法律的判断を行うことにより、紛争解決を図る手続。裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類がある。	
	責任裁定	損害賠償問題に関する紛争について、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額を判断することにより、紛争解決を図る手続
	原因裁定	加害行為と被害発生との間の因果関係について裁定委員会が判断する手続

(2) 公害紛争処理制度の対象

公害紛争処理制度の対象となる紛争は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる「**典型7公害**」に関する**民事上の紛争**です（公害紛争処理法第2条、第26条）。

(i) 「相当範囲にわたる」とは、人的・地域的に広がりがあるという趣旨です。

(ii) 「典型7公害」とは、**大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭**による被害をいいます（環境基本法第2条第3項）。また、この場合の被害は、既に発生しているもののほか、将来発生するおそれのあるものも含まれます。

(3) 公害紛争処理制度の主な特長

(i) 公害紛争処理機関の専門的知識の活用、機動的な資料収集・調査

専門的知見を有する委員や事務局職員、専門委員の任命、専門の調査機関への調査委託、専門家への鑑定依頼、関係行政機関との連携などにより、**高度の専門的・技術的な知見**に基づき、事件処理に当たります。

(ii) 費用が安い

事件の申請手数料が裁判に比べて低く抑えられているほか、必要に応じて自ら費用を負担して資料の収集、調査を行うなど、**手続の主要部分に係る費用を行政の負担**とし、当事者の経済的負担の軽減が図られています。ちなみに、調停の申請手数料を、裁判所の民事調停と比較すると、その約4分の1となっています。

(iii) 迅速な解決

平成19年度の公害等調整委員会における公害紛争事件の平均処理期間は約1年10か月、公害審査会等における平均処理期間は約1年2か月と、迅速な解決が図られています。

(iv) 柔軟な手続により公害紛争を実効的に解決

あっせんや調停においては、訴訟に比べ手続の形式的な厳格性が緩和されているので、**紛争の実態に即した柔軟な進め方**をすることができます。すなわち、申請人の当初の主張に必ずしもとらわれることなく、意見聴取、実態調査等により、当事者の真意や紛争の実情を入念に把握し、適正・妥当な解決を導きます。

(4) 公害紛争処理機関

① 公害紛争処理機関の管轄

公害紛争を処理する機関としては、国に**公害等調整委員会**が、都道府県には**都道府県公害審査会**等が置かれています。公害等調整委員会と都道府県の公害審査会等は、**それぞれの管轄**に応じ、**独立して**紛争の解決に当たっています。

なお、管轄の特例として、引継ぎ制度があり、公害等調整委員会、公害審査会等の中で事件を相互に引き継ぐことも可能です。

公害紛争事件の管轄

公害審査会等 (都道府県)	あっせん、調停、仲裁 (公害等調整委員会の管轄に属するものを除く)
公害等調整委員会 (国)	<p>① あっせん、調停、仲裁 (ただし以下の事件に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事件………大気汚染、水質汚濁等により生ずる著しい被害に係る事件 ・ 広域処理事件…航空機や新幹線による騒音事件 ・ 県際事件………複数の都道府県にまたがる事件 <p>② 裁定</p> <p>(ア) 責任裁定 公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償額に係る事件</p> <p>(イ) 原因裁定 公害に係る被害が発生した場合の因果関係の解明に係る事件</p>

② 公害等調整委員会の概要

公害等調整委員会は、**総務省の外局**として設置されている**行政委員会**であり、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁および裁定を行うこと等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを主たる任務の一つとしており、委員長及び委員6人(委員のうち3人は非常勤)で組織される合議体です。

公害等調整委員会 委員長及び委員一覧

役 職	氏 名	経歴・現職
委員長	大内 捷司	元札幌高等裁判所長官
委員	堺 宣道	元国立精神・神経センター精神保健研究所長
委員	大坪 正彦	元内閣府審議官
委員	辻 道明	元運輸省運輸政策局次長
委員(非常勤)	磯部 力	立教大学法学部教授
委員(非常勤)	杉野 翔子	弁護士(元司法研修所教官)
委員(非常勤)	小玉 喜三郎	元(独)産業技術総合研究所副理事長

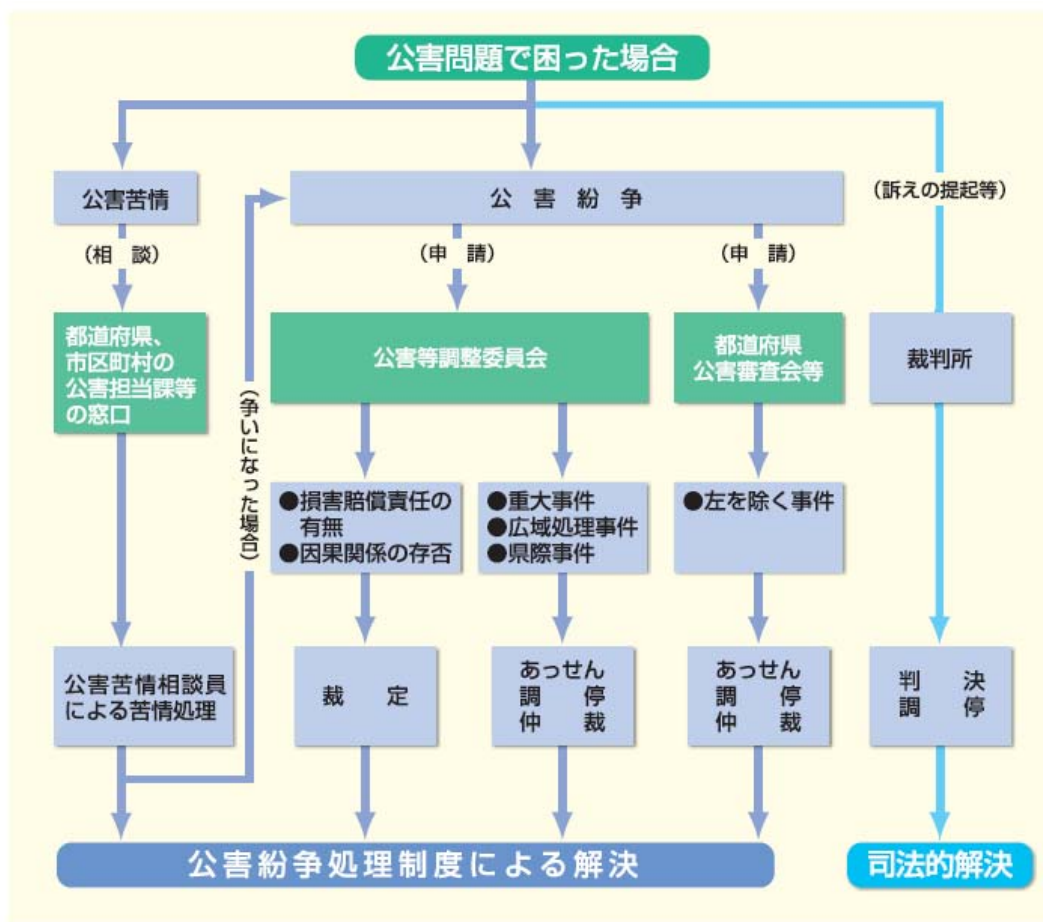
③ 都道府県公害審査会等の概要

公害紛争処理法では、条例で定めるところにより、都道府県に公害審査会を置くことができることとされており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。37都道府県で公害審査会を置いており、9人以上15人以下の委員が任命されています。

公害審査会を置いていない都道府県¹でも、公害審査委員候補者の名簿を作成することとされており、事件が係属する都度、臨時の附属機関として事件処理に当たります。

¹岩手県、山梨県、長野県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び長崎県の10県がこの方式によっています。

(5) 公害紛争処理手続の主な流れ



(6) 申請できる人

典型7公害に関する民事上の紛争の当事者であれば、**被害者、加害者いずれからも申請できます**（ただし、責任裁定については、被害者からのみ申請できます。）。代理人又は代表者による申請もできますが、この場合は、それぞれ添付書類（代理人は委任状、代表者は代表選定書）等が必要になりますので、事前に御相談ください。

ア 代理人による申請

当事者は、**弁護士又は調停等の委員会の承認を得た者のみ**を代理人に選任することができます。（ただし、あっせんについてはこのような制限はありません。）

イ 代表者による申請

当事者が多数の場合、当事者は一人又は数人の代表者を選定することができます。この場合、代表者は単独で、他の当事者のために、申請の取下げ又は調停案の受諾を除き、申請に係る一切の行為をすることができます。

2 調停

(1) 調停手続の概要

① 調停の概要、手続

調停とは、公害紛争処理機関の委員3人から構成される調停委員会が、紛争の当事者に出頭を求めて意見を聴くほか、現地の調査を行い、また、参考人の陳述、鑑定人の鑑定を求めるなどし、これらの結果に基づき、当事者間の話し合いに積極的に介入して調整し、**双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続**です。当事者の申請により、手続が開始されます。(P11に申請書例を掲載しています。)

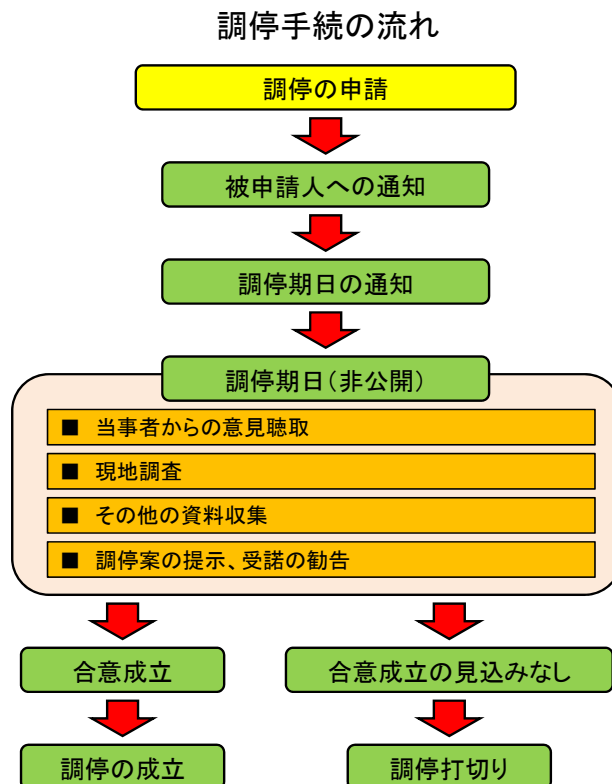
あっせんに比べると、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、紛争解決の実質的内容についてもイニシアティブをとってリードしていく点に差異があり、公権的解決の色彩が強い制度です。そのため、ある程度の強制権限の裏付けのある証拠資料の収集等が認められています。

紛争の実情を明らかにし、当事者の互譲を図るため、**調停手続は非公開**とされ、これにより当事者が率直に意見を述べあうことが可能になります。

調停委員会は、当事者の主張、意見調整を行い、適切妥当な調停案を作成・提示するなど、合意が成立するように努めます。調停委員会が作成した調停案について、その受諾を勧告することもあります。

② 調停の効力

調停手続の結果、当事者間に合意が成立すれば、事件は終結します。当事者間に成立した合意は、**民法上の和解契約と同一の効力**を有することになります。(ただし、裁判上の和解のように強制執行の債務名義とすることはできません。)



(2) 調停の事例

・豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

○ 平成5年11月、香川県住民から、香川県・廃棄物処理業者・廃棄物排出業者等を相手方として、産業廃棄物の撤去及び損害賠償を求める調停申請があり、公害等調整委員会は現地調停を含む37回の期日を開催し、平成12年6月、香川県が、平成28年度までに56万トンにもものぼる廃棄物等を搬出し、焼却・熔融処理を施すこと等を内容とする調停が成立しました。

・スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件

○ 昭和62年4月、長野県弁護士から、スパイクタイヤメーカーを相手方として、スパイクタイヤの製造・販売の停止を求める調停申請があり、長野県から公害等調整委員会への事件引継ぎ後、4回の期日を開催し、63年6月、スパイクタイヤについて、平成2年12月末日限りの製造中止、3年3月末日限りの販売中止等を内容とする調停が成立しました。

・その他にも、例えば、以下のような事案があります。

- ・工場の騒音・振動に関する事件
- ・カラオケや深夜営業店に関する事件のような各種の近隣騒音事件
- ・ゴルフ場の農薬被害に関する事件
- ・化学工場等跡地の土壌汚染に関する事件 等

(3) 調停の申請手数料

調停の申請手数料

調停を求める事項の価額	申請手数料 ² (公調委の場合)	(参考)民事調停の手数料
30万円	1,000円	1,500円
50万円	1,000円	2,500円
100万円	1,000円	5,000円
500万円	3,800円	15,000円
1000万円	7,300円	25,000円
1億円	61,300円	133,000円
10億円	511,300円	1,213,000円

² 調停を求める事項の価額が100万円までの場合は1,000円、100万円を超え1,000万円までの部分はその価額1万円までごとに7円、1,000万円を超え1億円までの部分はその価額1万円までごとに6円、1億円を超える部分についてはその価額1万円までごとに5円。なお、価額を算定することができないときは、価額は500万円となります。

3 裁定

(1) 裁定手続の概要

① 裁定の概要

裁定は、公害等調整委員会の委員3人又は5人から構成される裁定委員会が、民事紛争としての公害紛争について、当事者の損害賠償責任又はその要件としての因果関係の存否について、**法律的判断を下すことにより、紛争の解決を図る手続**です。

あっせん、調停及び仲裁は、いずれも当事者の合意を基礎ないし前提とする制度ですが、公害紛争については、このような合意を基礎とする解決が難しい場合もあります。そこで、ある程度弾力的かつ能率的に手続の運用を図り、専門的・技術的な知識等を活用するとともに、因果関係の立証の困難性、当事者の立証能力などにかんがみて、職権主義の要素を加味したものとして、裁判所による民事訴訟とは別に、行政委員会による裁定制度が設けられています。

② 裁定の種類

公害等調整委員会が行う裁定には、以下の2種類があります。

(i) 責任裁定

公害に係る被害についての損害賠償に関する紛争が生じた場合に、その損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額について判断し、明らかにする裁定です。

(ii) 原因裁定

公害に係る被害について、民事上の紛争が生じた場合において、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つとしての加害行為と被害の発生との因果関係の存否だけについて判断する裁定です。

③ 裁定の手続

申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行います。(P 12, 13に申請書例を掲載しています。)手続は、**民事訴訟に準じた手続**ですが、**職権で証拠調べや事実の調査を行うことができる**等の特色があります。

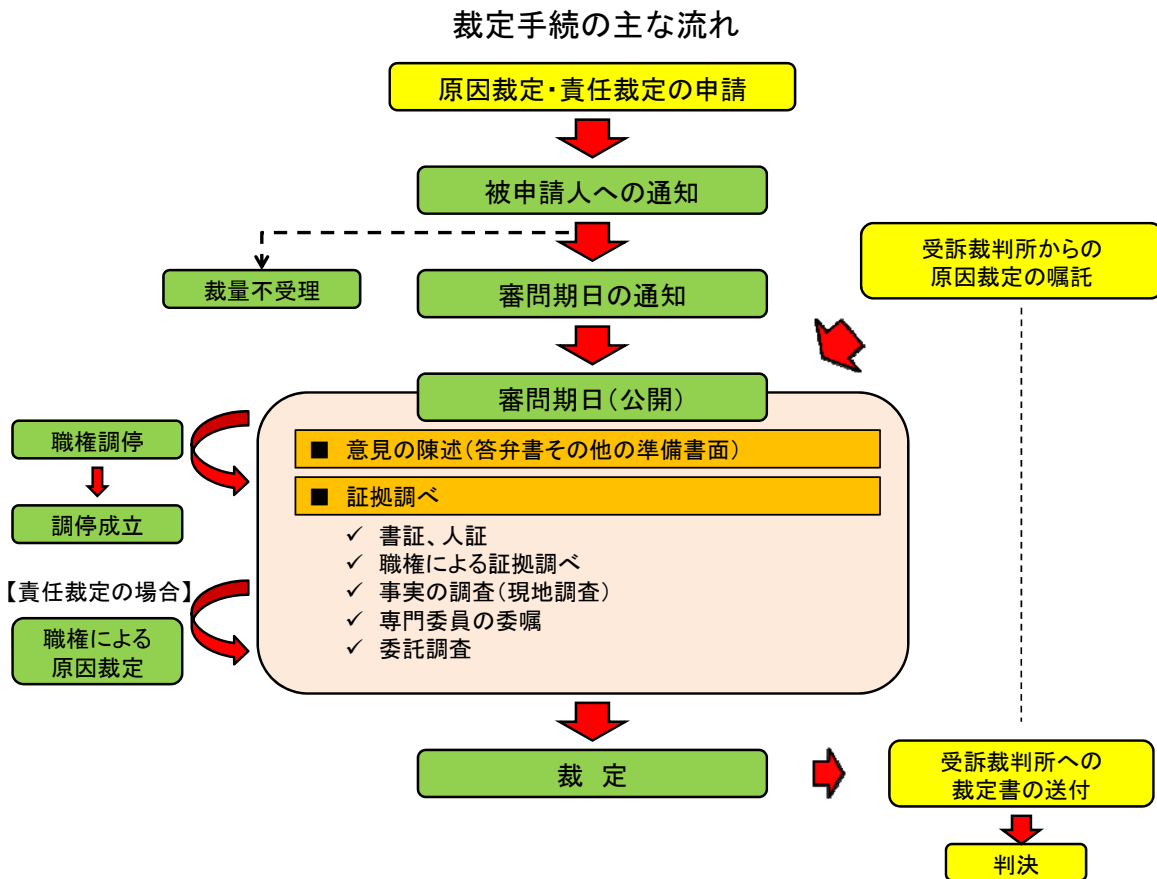
④ 裁定の効力

責任裁定については、裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に**裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかった**ときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされます。

また、原因裁定は、因果関係について公的な判断を示すものであり、当事者の権利義務を確定するものではありません。

⑤ その他

裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定事件を**職権で調停に付し**、これを調停手続により処理することができます。また、公害に係る被害に関する**民事訴訟が係属している裁判所からの嘱託に基づき**、公害等調整委員会が**原因裁定を行う**ことができます。



(2) 裁定の事例

・川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

- 平成17年8月、鉄道会社から、学校法人及び川崎市を相手方として、購入した土地に土壌汚染が見つかったとして、損害賠償を求めるとの責任裁定申請があり、公害等調整委員会は12回の期日を開催し、20年5月、土壌汚染の原因は川崎市にあるとして、申請を一部認容し、約48億円の支払を命じる裁定を行いました。

・富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

- 平成16年8月、富山地方裁判所から、公害等調整委員会に対し、被告（電力会社）が行ったダムの排砂と原告ら（富山県の漁民等）が被った漁業被害との因果関係の有無について原因裁定を求める嘱託があり、公調委は14回の期日を開催し、19年3月、因果関係を一部認める原因裁定を行いました。

・その他にも、例えば、以下のような事案があります。

- ・鉄道騒音に関する責任裁定事件
- ・地盤沈下に関する原因裁定事件
- ・低周波音被害に関する責任裁定事件 等

(3) 調停手続における裁定の活用

都道府県の公害審査会等に係属した調停事件について、手続を進めていく中で、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害の発生との因果関係が主な争点であり、その解明が困難である場合には、当事者からの申請に基づいて、公害等調整委員会による原因裁定制度を活用することが考えられます。

また、公害審査会等に係属した調停事件が打ち切りになった後に、公害等調整委員会の責任裁定を活用することも考えられます。

(4) 申請手数料

責任裁定の申請手数料

責任裁定を求める事項の価額	申請手数料 ³	(参考)民事訴訟の手数料
30万円	1,400円	3,000円
50万円	1,400円	5,000円
100万円	1,400円	10,000円
500万円	6,600円	30,000円
1000万円	13,100円	50,000円
1億円	103,100円	320,000円
10億円	733,100円	3,020,000円

原因裁定の申請手数料

被害を主張する者1人につき3,300円

4 その他

●公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省 公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

電話：03-3581-9601（内線2315）

03-3581-9959（直通）

FAX：03-3581-9488

e-mail：kouchoi@soumu.go.jp

●公害等調整委員会ホームページ

公害紛争処理制度や公害等調整委員会が行っている活動等について、幅広く、リアルタイムに情報提供を行っています。

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

³ 責任裁定を求める事項の価額が100万円までの場合は1,400円、100万円を超え1,000万円までの部分はその価額1万円までごとに13円、1,000万円を超え1億円までの部分はその価額1万円までごとに10円、1億円を超える部分についてはその価額1万円までごとに7円。なお、価額を算定することができないときは、価額は500万円となります。

(参考1) 調停の申請書例 (公害等調整委員会への申請)

平成 年 月 日

調停申請書

公害等調整委員会 殿

〒 〇〇県〇〇市〇〇548番地
(電話 △△△△ (××) □□□□)
(FAX △△△△ (××) □□□□)
申請人ら代理人
丙川二郎印

申請人らは、公害紛争処理法第26条第1項に基づき、下記のとおり、調停申請をします。

記

1 当事者及び代理人

〇〇県〇〇市〇〇273番地
申請人 甲野太郎
同所548番地
上記代理人 丙川二郎

〇〇県〇〇市〇〇231番地
被申請人 乙山産業株式会社
上記代表者代表取締役 戊沢四郎

2 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 事業活動の行われた場所

〇〇県〇〇市〇〇231番地に所在する被申請人会社

(2) 被害の生じた場所

〇〇県〇〇市〇〇付近に所在する申請人ら所有の土地

3 調停を求める事項

被申請人は、申請人らに対し、金××円を支払え、との調停を求める。

4 理由

〇〇〇。そこで、申請人らは、被申請人に対し、民法第709条により××円の損害賠償を求める。

5 紛争の経過

×××。そのため、話し合いは決裂状態となり、申請人らはやむなく本件裁定申請に及んだ次第である。

【別添(省略)】

〇〇〇〇〇〇〇

(参考2) 責任裁定の申請書例

平成 年 月 日

責任裁定申請書

公害等調整委員会 殿

〒 〇〇県〇〇市〇〇548番地
(電話 △△△△ (××) □□□□)
(FAX △△△△ (××) □□□□)
申請人ら代理人
丙川 二郎 印

申請人らは、公害紛争処理法第42条の12第1項に基づき、下記のとおり、責任裁定の申請をします。

記

1 当事者及び代理人

〇〇県〇〇市〇〇273番地
申請人 甲野太郎
同所548番地
上記代理人 丙川二郎

〇〇県〇〇市〇〇231番地
被申請人 乙山産業株式会社
上記代表者代表取締役 戊沢四郎

2 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 事業活動の行われた場所

〇〇県〇〇市〇〇231番地に所在する被申請人会社

(2) 被害の生じた場所

〇〇県〇〇市〇〇付近に所在する申請人ら所有の土地

3 裁定を求める事項

被申請人は、申請人らに対し、金××円の支払いをせよ、との責任 裁定を求める。

4 理由

〇〇〇。そこで、申請人らは、被申請人に対し、民法第709条により××円の損害賠償を求めらる。

5 被害の態様及び規模並びに紛争の実情

×××。そのため、話し合いは決裂状態となり、申請人らはやむなく本件裁定申請に及んだ次第である。

【別添(省略)】

〇〇〇〇〇〇〇〇

(参考3) 原因裁定の申請書例

平成 年 月 日

原因裁定申請書

公害等調整委員会 殿

〒 〇〇県〇〇市〇〇548番地
(電話 △△△△(××) □□□□)
(FAX △△△△(××) □□□□)
申請人ら代理人
丙川 二郎 印

申請人らは、公害紛争処理法第42条の27第1項に基づき、下記のとおり、原因裁定の申請をします。

記

1 当事者及び代理人

〇〇県〇〇市〇〇273番地
申請人 甲野太郎
同所548番地
上記代理人 丙川二郎

〇〇県〇〇市〇〇231番地
被申請人 乙山産業株式会社
上記代表者代表取締役 戊沢四郎

2 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 事業活動の行われた場所

〇〇県〇〇市〇〇231番地に所在する被申請人会社

(2) 被害の生じた場所

〇〇県〇〇市〇〇付近に所在する申請人ら所有の土地

3 裁定を求める事項

本件●●被害は、被申請人が排出する▼▼による、との原因裁定を求める。

4 理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

5 被害の態様及び規模並びに紛争の実情

××××××××××××××××××××××××。

【別添(省略)】

1. 〇〇〇〇〇〇〇

2. ▼▼▼▼▼▼▼